



石井 栄 議員

地方創生を進めるために 地域資源を生かした取組みを

問 笠岡市の現状と今後について、①人口減少と商店街衰退の主原因。②地元の建設建築業者及び笠岡地区建設高等職業訓練校の修了者数の減少をどうとらえるか。③大手住宅メーカーが地元の業者に与える影響。

答 市長公室長

①人口減少は、高齢化という人口構造、低出生率による自然減及び、若年層を主とした転出の超過による社会減が原因と考えられる。商店街の衰退は、モータリゼーションの進展やライフスタイルの変化により、住居、商業等の都市機能が市街地から郊外へ長期間にわたり分散されてきた影響があり、商店街は古くから後継者不足と商業集積の魅力の低下が相まって集客力が減少したものと考える。

答 産業経済部長

②③市役所の聞き取り調査では地元の業者数は平成25年度は

203社、平成26年度は200社と減少した。笠岡地区建設高等職業訓練校はここ数年2名が入学し、修了する状況にあると報告を受けている。その原因は大手住宅メーカーへの発注件数が増えていること、後継者不足が挙げられるが、建築技術を持った職人の育成は必要であり、建築技術者を育成する笠岡地区建設高等職業訓練校の役割は大きいと考える。

問 地域活性化と地元建設業者の支援策として、当面1,000万円の予算で、国の社会資本整備総合交付金から50%

児童生徒の安全対策について 安心・安全に過ごせる対策を

問 ①交通事故発生時の主な原因。②必要な事故防止対策。③通学路の危険箇所改善の進捗状況について伺う。

答 教育次長

①児童生徒側では飛び出しと前方不注意、相手側では前方不注意が主原因だが、双方に原因があるケースが多く、互いに注意が必要。②児童生徒を対象にした交通安全教室を定期的・計画的に開き、また、担任がヘルメット着用の徹底指導などで交通安全意識を高めている。

答 都市建設部長

③危険箇所改善策の進捗状況

を充当し、地元業者によるリフォーム総額の10%以内、上限10万円の補助を行う提言に対する意見を伺う。

答 都市建設部長

住宅に係る助成事業としては太陽光発電システム設置、居宅介護住宅改修や重度障害者住宅リフォーム等を行っている。また、東日本大震災による被災住宅にも借入利子の一部を助成していることから、新たな一般住宅向けのリフォーム助成制度を創設する考えは現在のところない。

は外側線などの追加、注意喚起の路面標示、横断歩道等の引き直しを今年度中に予定ないし完了した。笠岡小入り口付近の新設路は関係機関と調整する。

問 スクールバスの運行状況と課題。①バス昇降時の安全確認。

②利用料金の有料と無料の境界基準。③費用総額。④市負担の年間総額。⑤保護者負担金の年間総額。⑥利用料の減額・免除制度の有無。⑦改善要望の窓口。

答 教育次長

①小中学校とも、登下校時には各停留所で保護者に見守り協力をお願いし、笠岡小の

駐車場には有料ボランティアを配置している。②境界基準は遠距離通学が否かであり、遠距離通学者は全て無料。③5年契約で7億932万2,400円、年間1億4,186万6,480円。内訳は小学校が1億119万6,000円、中学校4,066万8,480円。④国庫補助金から保護者負担金を

児童生徒の健全な育成について 事故の未然防止を

問 健全な学校生活が不安視される児童生徒の状況と対策。①反社会的行為により指導が困難な児童生徒の実情把握。②主原因。③日常の対応。④必要な指導、対策、連携。

答 教育次長

①薬物、暴走族などへの関わりは報告はない。夜間徘徊は1件報告がある。平成26年度は対教師暴力が6件、生徒間暴力が10件、いじめ認知件数は26件あった。②コミュニケーション能力の低下や規範意識および倫理観の低下などが考えられる。③暴力やいじめは絶対あつては

引いた約9,680万円。⑤300万円の見込み。⑥要保護・準要保護世帯は減免申請により利用料金を減免。⑦窓口は教育委員会の学務課。コース等は学校統合準備委員会が協議・検討を重ね、運行開始前に試運転を行った。また、開始後も変更に対応している。料金の改定の予定は当分ない。

ならないこととして、発生の予防、早期発見、初期対応を常に心がけている。昨年度は全学校および教育委員会に設置した「いじめ防止対策委員会」を定期的に開き、事故の未然防止と早期解決に向けて取り組みを強化している。平成26年度から市内中学校に警察OB等を活用した学校生活支援員を配置したほか、学校警察連絡協議会を開催しながら暴力行為や器物破壊・損壊につながる行為に迅速に対応し、専門的な立場から適切な指導助言を受けられるよう連携を強化している。

適応指導教室の役割について 現状と今後の役割は

問 今後の運営方針。①「もくせい教室」の予定移転先。

答 教育次長

①教育委員会が適切な移転先を探しているが、3教室体制は維持する。

60年ぶりの教育委員会制度改革と笠間市の教育行政について

笠間市教育行政の質の向上に向け「教育振興基本計画」の策定を



石松俊雄 議員

問 教育委員会の外部点検評価の目的は。

答 教育次長 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第26条に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、第三者による点検及び評価を行い、教育行政に対する透明性を確保するとともに、市民サービスの向上と市民への説明責任を評価結果の公表により果たすことを目的としている。

問 外部点検評価制度の成果と課題は。

答 教育次長 平成22年度からこれまで52の事業を評価してもらい、継続が36、改善し継続が16、休止・廃止は0だった。その結果に基づいて業務を改善してきた。事務

業評価を評価シートで公表するが難しい内容なので、いかにわかりやすくするかという点と、また職員が事務事業を実施するに当たり、事業のマンネリ化を招かないように常に改善点を掘り起し、その事業の有効性の程度を適切に把握し、実行するという職員の意識改革が常に求められていることが課題と認識している。

問 平成26年度の外部評価報告書を見ると、評価対象事業は図書館の管理運営事業やスポーツ推進委員会の活動などであり、学校教育の事業については評価対象になっていない。教育行政の向上という評価制度の目的を果たしていないのではないか。

答 教育次長 学校の部分については、それぞれの学校において学校評価という形で実施している。そのなかで教育委員会の外部評価と同じように、外部委員を含む第三者の評価を実施している。

問 笠間市としての教育行政のあり方や、質の向上がどうなのか評価されるべき。市の教育振興基本計画がないので、事業評価ができないのではないのか。なぜ笠間市では教育振興基本計画を策定していないのか。

答 教育次長 教育振興基本計画は、教育基

本法第17条第1項に基づき、国においては策定義務がある。県においては国の計画を参酌し、市町村においては、国・県の計画を参酌して地域の実情に応じた基本計画をつくること努力目標とされている。笠間市においては、基本的な教育目標・方針については、参酌すべき上位計画である国・県の基本計画に示されていることや、市独自の基本的な事項については、市の総合計画・基本計画に示していることから、教育振興基本計画は策定していない。

問 市町村にも、地域の実情に応じて策定する努力義務が課せられている。笠間市の教育行政の質の向上を図るのであれば、計画があつてこそ図れるわけで、教育振興基本計画が必要ではないか。また、4月1日からの改正地方教育行政法の施行によって、教育委員会制度が60年ぶりに大きく変わったが、笠間市で具体的にどういうふうに変わったのか説明を。

答 教育次長 教育委員長と教育長を一本化した新教育長を市長が任命することにより、第一義的な責任者が教育長であることが明確とな

るため、迅速な課題の対応が可能となった。さらに教育委員会による教育長へのチェック機能や、教育委員会議の透明性についても強化された。具体的には、教育委員の定数の3分の1以上から請求があつた場合に会議を招集しなければならぬことや、教育長が委任された事務の管理執行状況を教育委員会に報告することが義務化された。また会議の透明化のために、原則として会議の議事録を作成・公表することが義務づけられた。

問 新教育長と教育委員は市長が議会の同意を得て任命すること、教育長の任期を3年とし、総合教育会議の中で教育委員会と調整がつかない事項を市長の判断で、教育大綱に載せることができるようになってくる。そういうなかで、首長が自分の意向を強要できるのではないのかという問題点が指摘されているが実際はどうなのか。

答 教育次長 新制度でも、教育委員会は現行と同じように市長から独立した合議制の執行機関と位置づけられている。総合教育会議で首長と協議・調整は行つが、執行権限は教育委員会に留保

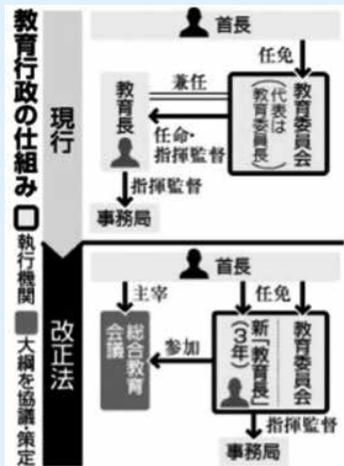
されているので、従来どおり政治的中立性・継続性・安定性は確保されていると判断している。

問 今回の改正で策定が義務付けられた教育大綱の作成日程と、教育大綱と教育振興基本計画との違いについて説明を。

答 教育次長 3回目の総合教育会議から具体的な話を始め、年度内には大綱の形に仕上げたい。教育大綱に掲載される内容は、教育振興基本計画と違って基本的な方針的な部分がメインになる。

問 外部評価制度を充実・改善するために、教育大綱だけでなく教育振興基本計画の作成を。

答 教育次長 市の総合計画も平成28年度までなので見直すことになり、大綱も策定しなければならないという時期にきているので、教育振興基本計画については策定する方向で検討していく。





小松崎均 議員

農業政策について

笠間市独自の政策ビジョンを

問 農業政策について、以下何う。①農業人口。②現状の理解。③大きく下落する米価に苦しむ農家について。④笠間市独自の農業政策。⑤地産地消について。⑥学校給食の取り組み。⑦飼料米の取り組み。⑧鳥獣害の現状認識と対策。

答 産業経済部長

①農業センサスの統計では、平成22年度の農業就業人口は男性2,194名、女性2,704名、合計4,898名である。

②笠間市の農業の現状は全国と同様、高齢化、後継者不足、耕作放棄地の拡大等厳しい状況で、市内の耕作放棄地は耕地面積の2割程度と県の平均を上回っている。

③昨年産米は米価の下落により市全体で約4億3千万円の減収となった。一方で、この5年間で49名が新規に就農し、うち

15名は20代から30代の若い農家の後継者で経営規模の拡大や新たな事業展開に精力的に取り組んでいる。また、6次産業化のほか農業者が商業者や観光業者と連携し、所得向上に積極的に取り組んでいる。市はさらなる担い手の育成、農地の流動化による集積、耕作放棄地対策、農産物のブランド化、6次産業化を推進している。

④担い手を育て、収益性の高い農業の実現を目標に、クリなど重点振興品目を定め、品質向上や産地の拡大に向けた改植や苗木の補助などの支援を積極的に行い、生産振興に取り組んでいる。販売対策として、笠間農産物の知名度向上や競争力強化に向けて、ブランディングアドバイザーの委嘱によりブランド化に取り組んでいる。具体的なビジョンを実現するために昨年12月に設立した笠間市農業公社でも、農地の集積や担い手の確保・育成、農産物の販売、グリーンツーリズムなどを効果的に推進し農業の振興を図っていく。

⑤一般消費者で構成する「笠間グルメイト」を通じた家庭での地産地消の推進、料理教室の開催、市内生産者や地産地消協力店への訪問取材による広報などの啓発活動を行っている。市内小中学校の学校給食への取り

組みとしては、生産者や納入業者、栄養士などの関係者と協議しながら、年間を通じて米や野菜などを納入しており、昨年度は19名の生産者が17品目を納入し、年々品目数は増加した。昨年度は小学生を対象にクリをはじめとする笠間の農産物にこだわったメニューを提供することで笠間市産農産物に対する意識向上を図り、本年度は11月のいばらぎ教育月間にあわせ、地産地消メニューを提供する予定。



笠間の農産物を使った天井を提供 (東洋大学生食堂)

このほか、生産者、飲食店、菓子店などの市内事業者による地産地消の取り組みとして、6次産業化やブランド化など、農商観連系によるアグリビジネスを推進するために発足した笠間ア

グリビジネスネットワーク協議会の農産物や商品を紹介するイベントなどの活動を通じ、現在までに会員同士では9件の取引が行われ、そのほかの取引を含めると、17件の取引が行われている。協議会の会員数は63名になり、活動が活性化し、市内の飲食店などで市の代表的な自然薯やクリなどをはじめとする笠間市農産物を使った新たなメニューが提供されるなど消費拡大につながっている。

⑥笠間地区では統合前の6校、現在の3校と、中学校が統合前で4校、現在では3校で笠間産の米を使用している。友部地区では小学校5校、中学校2校で、岩間地区では小学校3校、中学校1校で米、野菜を使っている。友部地区では12名、岩間地区では9名の生産者が計17品目の野菜を納入している。笠間地区では米のみの納入。

⑦平成26年産飼料米で143haの実績があり、今年度は4月の計画段階で92ha増えて235haになる。

⑧昨年度の市内の有害鳥獣による農作物被害は被害件数278件、被害面積14.4ha、被害金額約2,700万円で被害は年々増加し重要な課題になっている。市では電気柵等の購入費の一部を助成しているほか、昨

年5月に発足した鳥獣被害対策実施隊により、5・7・9月の3カ月間、捕獲活動を実施している。今年度は市内農業者を対象に被害防止対策講習会や地域の要望による勉強会等の開催も計画している。実施隊の貢献を広報するほか、他市町村の取り組みを研究し、狩猟期間や危険個所など関連等も含め、効果的な活動を検討する。

問 常陸太田市では5年前で学校給食の食材の67%が市内産農産物だったが、笠間市の割合は、どのくらいか。

答 産業経済部長

県教育委員会がホームページで公表している調査結果では、平成26年度は35%である。

問 飼料米の販路の将来的な見通しと保管場所の可能性を伺う。

答 産業経済部長

飼料米の販路として市内外に3軒ずつ、6軒の畜産農家を確保済みで、生産予定数量の1,327tは賄える。また、全国農業協同組合連合会を通して鹿島の飼料会社等も36万tほどの受け入れの余裕がある。市では独自に10a3千円の助成金で支援しているが、国の水田フル活用の交付金を活用し所得確保を支援している。



大関久義 議員

笠間市の防犯・防災・交通安全対策強化について

安心・安全に暮らせるまちづくり

駅の広場や駐車場、公民館、保育所などに135台設置した。今後は地域交流センターや市立病院などに設置する。今年度の設置予定は全体で17台。内訳は友部駅南北自由通路に4台、岩間駅

問 防犯・防災について、以下何う。①防犯カメラの既設置個所と今後の予定、効果と実績。②行政区の一括リース方式によるLED化の実績と今年度の計画及び行政区負担と市負担。③ヘルスローDの防犯灯設置。④青色パトロールと市の連携の考え方、車による防犯パトロール。また、青色パトロール車の中には自家用車もあり、ガソリン等の経費も自分持ちだが、負担の現状はこのままなのか。

答 市民生活部長 ①市の防犯カメラは、東西自由通路に3台、さらに新たな取り組みとして市街地の犯罪抑止を目的に1カ所に2台ずつ5カ所に10台設置する予定。防犯灯の効果検証は難しいが、平成26年の市内の刑法犯の認知件数は758件で、前年の898件から140件減少した。友部駅前駐輪場では自転車盗難等が激減した。画像の提供で刑法犯罪の犯人逮捕にも役立っている。②昨年度事業では5,487基を一括方式でLED化し、合計5,987基がLED化された。昨年の一括リース方式に参加できなかった行政区には、平成31年度まで市の補助事業としてLED化を推進・整備していく。1基当たり工事費の2分の1、上限1万2,000円の補助事業を活用する。設置個数等は、該当行政区の方から要望を受け、予算等の調整を行い設置する。防犯灯は市が行政区のいずれかで設置管理している。行政区の設置に対しては市で一部助成、集落間の通学路などは市が設置管理している。③昨年度笠間地区の大地公園から笠高通り周回コースに6基、笠間お稻荷さんコースに5基設置した。今年度は友部地区の友部駅北口ウオーキングコースに19基設置し、来年度は友部駅南口ウオーキングコースに補助事業を活用して設

置する予定。岩間地区は、今年度岩間駅東大通りが国道355号バイパスまで開通するのにあわせ、設置の方向で検討する。現在、全10カ所のヘルスロードのうち、整備予定のない箇所は4カ所、一部整備は2カ所、整備完了箇所は2カ所、今後整備予定箇所は2カ所。④市で防犯活動を行う団体は防犯連絡協議会が56班編成。防犯ボランティア団体（自警団）は笠間地区6団体、友部地区11団体、岩間地区12団体の合計29団体があり、860名超の市民が地域の見守り活動を行っている。防犯団体が地域で青色パトロールを行う場合、市は県への必要書類の提出、ベストや帽子、青色回転灯の貸与などの支援を行い、また、青色パトロール車も利用していた。また、防犯連絡員各班には支部活動費として1人当たり500円の消耗品等購入費を支給している。市の4台の青色パトロール車は利用しやすい効果的な貸し出しに努める。

問 新笠間市立病院について、以下何う。①子育てや高齢者介護などに係る行政機能の一部を市立病院にまとめる具体的内容とそれが決まったのはいつの時点か。②現在の病院と新病院の違い、県立中央病院とのかわりに変化はあるか。③実施計画を含む今後の予定と内容。

答 市民生活部長 ①「あさひ」は12月31日から1月3日を除く毎日午後2時から午後7時までの勤務で、3名の交代制で警察官OB32名、笠間市防犯連絡員協議会友部支部42名の計74名で運営している。効果としては、平成26年度の刑法犯認知件数は市全体で758件、

災害対策に当たるため、今後自主防災組織の設立を促進する。⑤東日本大震災の教訓から地域の防災力強化のために自主防災組織の設立を促進し、現在までに128組織が設立された。世帯数に対する組織率は53.9%。頻発する大雨や台風など多くの自然災害に対して地域が一致結束し

前年に比べ140件の減。友部交番管内の刑法犯認知件数は36件で、前年度に比べ83件の減となり、毎年認知件数が減っていることから、地域の安全安心に寄与していると認識する。②茨城県交通安全協会主催で毎年小学生を対象に子ども自転車競技県大会や高齢者自転車競技県大会があり、学科や実技練習による安全運転の習得に取り組んでいる。交通安全母の会、学校区委員会の会でも警察官を招き、立哨及び自転車運転の講義を受けるなどPTAを対象に交通ルールの周知を図っている。

問 新笠間市立病院について、以下何う。①子育てや高齢者介護などに係る行政機能の一部を市立病院にまとめる具体的内容とそれが決まったのはいつの時点か。②現在の病院と新病院の違い、県立中央病院とのかわりに変化はあるか。③実施計画を含む今後の予定と内容。

答 市民生活部長 ①平成26年9月に笠間市立病院建設基本計画（行政機能併設型）を策定し、本年3月から友部保健センター内に笠間市子育て世代包括支援センターを新設、事業支援と事務効率化のために健康増進課

も移動した。②新病院も今までどおり総合診療科を中心に、子どもから老人を診察する外来、県立中央病院などの急性期病床からの受け入れと在宅医療での後方ベッド、回復期から在宅への訪問診療、訪問看護、訪問リハビリ、健康診断を中心に行っていく。③現在は7月の基本設計公表に向け最終調整中。行政機能を併設することで、効果的に地域包括ケアシステムが提供できるようになる。施設面では、スプリングクラーの設置や耐震対応、病棟外来での感染症対応の整備も行う。

新笠間市立病院について 現在の市立病院との違いは



野口 圓 議員

プレミアム商品券事業について

商工会非会員からの換金手数料の見直しを

問 プレミアム付商品券事業の換金手数料について、以下伺う。①

小型店2%、大型店5%の換金手数料の目的と設定根拠。②商工会加入・未加入の小型店、大型店の数と割合。③商工会の加入金と年会費。④大型店と小型店の区分定義。

答 産業経済部長

①換金手数料は商工会への補助事業として実施することから、会員は一律無料にした。非会員は、大型店に利用が集中する可能性があること、小型店の負担を軽減するため、大型店5%、小型店2%とした。②平成24年度経済センサスでは、市内の総事業者数は3,555事業所、うち商工会加入者は2,049事業所で58%。小売業は77で、商工会の商業部会で小売業に該当する事業所は40で52%。商品券取扱店舗は議会議

会日では405店で、うち大型店20、小型店が385店舗。③入会金1,000円、年会費24,000円。④既に廃止された大規模小売店舗法で当初規定されていた基準を用い、店舗面積が500平方メートル以上は大型店、それ未満は小型店と区別した。

料の内容で、額の1〜2%を負担する例が多いとされ、小型店と大型店、また、会員・非会員に差を設ける例が示され、大型店は3%から10%とある。その内容を踏まえた上で、前回の5%の換金手数料を基本に設定した。非会員が負担する換金手数料は国の交付金とともに事業実施に係る事業費として支出されるため、直接商工会の収入にはならない。

答 産業経済部長

商工会会員は16店舗、非会員は4店舗。5%の換金手数料を負担する事業所は4店舗。

問 ①県内で換金手数料を取る市町村はどこか。笠間市の5%徴収する根拠は何か。

答 産業経済部長

県内44市町村中、換金手数料の徴収を決定した市町村は笠間市を含め16市町村。日立市は徴収する計画はない。換金手数料の設定根拠は国が示した参考資

介護施設の問題点について

グループホームの問題点とチェック体制

問 グループホームの問題点について、以下伺う。①市内にある特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホームの数。②市が監督権限を有する施設。③グループホームは介護専門職有資格者の配置は義務づけられているか。④介護職員が担

当する人数の取り決めの有無。⑤グループホーム運営上の問題点。⑥チェック体制及び望ましい体制。⑦質の悪い食事が提供されるなどの問題がある場合、現状改善の可能性。

答 福祉部長

①市内にある特別養護老人



笠間市プレミアム付商品券 見本 ¥500 笠間市商工会 No.000000

ホーム（広域型と地域密着型）は5施設8事業所、介護老人保健施設は4施設、認知症対応型共同生活介護施設、いわゆるグループホームは8施設。②市の監督権限は地域密着サービスの特別養護老人ホーム1事業所とグループホーム8施設。それ以外の広域型特別養護老人ホームは県と市が共同で行い、介護老人保健施設は県が行う。③市の条例による指定基準では専門の研修を受けた施設管理者と介護計画作成担当者の設置を義務づけている。④施設管理者は1名、計画を策定する者は9人が一つのグループになり、そのグループごとに1人。介護従事者の人数は、夜間の場合には夜勤が担当し、平日昼間は、国も市も定めている利用者の数が3または4端数がふえることに1名という

ことで、介護職員1名が担当するのは3名が限度なので3で割る数字が職員数になる。⑤⑥グループホームは規則で運営推進会議を設け、2カ月に1回は会議を開く。その会議の構成メンバーは施設、利用者の家族、民生委員、職員も入って運営をチェックしている。⑦グループホームは認知症でも自分の身体介護はできる人の施設で、食事の支度は入居者と一緒に介護職員が当たるのが基本的な設置の目的であり、食材料費は利用者が負担すると施設は認識している。ただし、長期入所、重度化した場合は、介護士またはほかの入居者が援助する。運営推進会議に利用者の家族等が加わっているし、悪質な待遇の訴えがあれば、市の職員が会議で提案し、改善を図る。

国民健康保険について

マル福制度について

問 マル福について、以下伺う。①2018年に国保が市から県へ移行する際、中学3年生までのマル福はそのまま適用となるのか。②マル福の所得制限撤廃に伴う国からのペナルティーは見直し廃止の見込みだが、廃止となった時点で所得制限の撤廃や限度額の見直しは考えているか。

答 保健衛生部長

①移行しても変わる訳ではなくそのまま適用となる。②限りある財源を効率的・効果的に活用し、制度を安定的に維持するために一定の所得基準を超える方に負担をお願いしている所であり、ペナルティーの見直しや廃止があっても所得制限の撤廃や限度額の見直しは考えていない。



議員 二 畑岡洋

家庭介護用品支給事業について

利用者の利便性を図ったサービス改善を

問 家族介護用品支給事業について、①事業の起源、変遷、現状。②同事業の支給実施要綱の中身と周知方法を伺う。

答 福祉部長

①平成5年ごろから合併前の各市町で寝たきりの方を介護する世帯に紙おむつを現物給付したのが起源。平成19年度から現在の購入券方式に改め、20年度に対象商品を現在の6品目に改めた。平成24年度には月額5千円を4千円に引き下げた。平成24年度から26年度までの利用延べ件数(利用額)は、平成24年度が5,473人(2,160万2千円)、25年度が5,844人(2,306万8千円)で、7%増。26年度が6,009名(2,378万1千円)で、3%増。

②申請書提出の締め切りを10日にしたのは、制度設計上、利用者の日数の平均化を考えたもの

と推察する。10日に限らなくても利用者の利便性は図れるので、今後検討する。制度の変更は該当者に個別通知で周知した。

問 平成24年4月に5千円から4千円への引き下げは、どのように周知されたか。また、広報かさま「お知らせ版」には半年ごとに「家族介護用品購入券を配します」という記事が掲載さ

観光事業振興について 古い案内板の修繕・交換を

問 観光に寄与する案内板について①設置した団体名と数。②どう管理されているか伺う。

答 産業経済部長

①笠間市が設置した案内板は186基で、そのうち観光案内板は153基、笠間市が構成する協議会等で設置したものは26基。国や県が道路に設置した施設の案内板、森林管理署、茨城県環境保全課が設置したハイキングコース案内板、民間団体等で設置した案内板は設置団体や基数を把握できていない物もある。②主な観光案内板は商工観光課が設置し、台帳などで管理している。経年劣化した物、古い情報のある案内板は必要に応じ順次修繕を行っている。協議会などで設置した案内板は協議会事務局の管理であり、修繕等は協議会内で検討しながら進めている。定

れ、申請期限が設けられているのはなぜか。

答 福祉部長

該当者には新年度に制度が変わることを個別通知で周知した。また、該当者の状況の変化を確認するため、半年ごとに交付している。3月と9月に事前に該当者に個別通知を郵送し、念のため週報でも周知している。



更新が望まれる案内板の例

期的なサイクルでの全体的な見直し計画はない。

問 吾国愛宕県立自然公園園ハイキングコースについて、①価値、②管理・整備について伺う。

答 産業経済部長

①約17キロの吾国愛宕ハイキングコースは眺望のすばらしさ、四季折々の山野草と森林の変化を楽しむながら、いわれのある奇岩めぐり、地質や地形の観察もできるなど利用者が満喫

できるコースと認識する。ジオパーク構想では、平成28年度の認可申請を準備中で、認定されればハイキングコースの価値がさらに高まる。②笠間市、石岡市、桜川市などで構成する笠間・吾国愛宕県立自然公園協議会が、コースの美化、清掃、環境保全、ハイキングマップの作成などを行っている。ほかに地元団体「あたご四季の会」「岩間山の会」「田上氏子会」の方々に枝払いや草刈りなどコースの景観美化に取り組んでもらっている。笠間市は今年度社会資本

次世代の教育について

笠間市のICTを取り入れた教育の現状

問 ICTを取り入れた教育について、①変遷と現状を機材面と運用面。②今後の展望について伺う。

答 教育長

①昭和から平成にかけて、3地区の中学校に初めてパソコンが導入され、平成6年には笠間中が通産省と文部省による教育研究「100校プロジェクト」に指定された。平成10年には岩間第一小が文部省とNTTによる「こねっと・プラン」に選定され、パソコンが導入された。合併後は、平成21年度に市内で統一したICT環境の整備が完成した。現在はインターネットによ

整備総合交付金事業によりハイキングコースの案内板や道標を設置する予定で、コース内の階段、ロープすりなどの修繕箇所は協議会に諮り整備する。

問 ②洗心館閉鎖後、なくなった水場とトイレを将来的に設置する可能性を伺う。

答 産業経済部長

ルート上のトイレ・水場の設置は水や汚物処理の問題、定期的な清掃等の維持管理など課題が多い。現状ではコースにトイレがない旨を情報としてしっかり周知する。

る調べ学習、レポートの作成、教師やAETの先生による動画や音声を利用した英語授業の取組、各教科の動画教材等の利用、デジタル教科書の活用など、授業の中で幅広く活用している。平成26年度には、宍戸小と大原小が民間業者支援によりタブレット端末を使った理科教育モデル事業を実施したが、終了している。②世界で活躍する人々、地域を支える人には、英語力とともにICTを活用したプレゼンテーション能力が非常に重要である。まず、教師の力量を高め、児童生徒の学力の向上と情報活用能力の育成を目指す。



飯田正憲 議員

東京残土ストックヤードについて

旧石岡砕石跡地埋め戻し土砂の搬入方法と安全性について

問 岩間地区に東京残土ストックヤードをつくる計画について、以下何う。①必要性。②形状。③残土の発生地と性状。④囲いと重機の有無。⑤1台の大型ダンプの積載量。⑥1年7カ月間残土を運ぶ

だが、なぜ今回はこのようなストックヤードが必要なのか。⑦商工観光課はストックヤードをつくると知ったのはいつころか。⑧残土の比重。⑨採石場跡地の現地は確認済みか。⑩地元住民はだれ一人この件を知らないのか。⑪山の所有者(株)東京キャッスルはストックヤード設置場所について知らない。⑫搬入時間は午前3時となっているが、間違いないか。⑬笠間市の残土条例では午前8時半から午後5時まで

答 市民生活部長

①申請者に確認したところ、旧石岡採石跡地の埋め戻し用土砂運搬に当たり、事業者は交通量の少ない早朝などの時間帯に残土ストックヤードに土砂を運び入れ、日中に採石跡地へスムーズに搬入するために安居地内の岩間インターすぐ近くに仮置き場の設置を申請した。市は残土条例に基づき許可要件を満たしていることから設置を許可した。

②面積574㎡、高さ約2.7m、のり勾配等も含め約1,300㎡容量の堆積が可能なヤード。③国土交通省令で規定される第3種建設発生残土で、性状は通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずる残土。市も事前に現地調査を行い、確認済み。また、残土条例施行規則に定めるカドミウム、全シアン、六価クロム、ヒ素、その他27項目についての分析結果の計量証明書ではすべて基準値を満たしている。

④柵を設けて関係者以外が立ち入れないようにする。重機は必要になると考える。⑤10t車1台当たり10㎡とすると、最大120台では1,200㎡と想定される。⑥ストックヤードを介し各工程間を効率的にピストン運転することでトータルの使用台数が抑えられるために申請があったと判断する。⑧今回の申請の要件に比重等が必要なため書類は添付されていない。⑨許可権限者は県なので、外部からは見たが、中には立ち入っていない。⑩採石法に基づき事業者が地元住民に説明すべきものと考えられるが、不安・不満が出ているなら県と連携して事業者を指導する。

⑪申請者からは持ち主に説明しているという。⑫計画書では3時からだが、午前4時から午後9時30分まで(日曜、祝日、年末年始を除く)として5月28日付で許可した。⑬今回の申請は採石法の災害防止命令による埋め戻しのためのものであること、残土ストックヤード予定地が岩間インターチェンジを下りてすぐ近くで周辺の交通に影響を与える可能性が少なく、安居地内の隣接地主や住民の理解を得ていることなどを勘案して許可した。

⑭安居地内の残土ストックヤードには朝の4時から30台の搬入が、次は5時半から12台による搬入が始まる。これが4回繰り返され、その間一度だけ西品川から30台の直送で搬入される。搬入は安居地内の残土ストックヤードから6台で泉地内に午前8時から午後5時まで搬入される。各工程間を効率的にピストン運転することでトータルの使用車両台数を抑えたいという判断と思われる。交通量等を勘案した場合、高速道路が通っている早朝の時間帯に運ぶのは日中よりも効率的に搬入できるが、地元泉地区に対してはそれができるので一時堆積を考えたもの。泉地内に搬入する時間帯はこれまでと変わらない。⑮計画では1日に最大120台、少ないときは80台程度、平均すると100台程度と申請者に確認した。⑯埋め戻しは茨城県からの災害防止命令であり、これまでに搬入された土砂等は県が監視してきた。東京から出る残土はこれまでにも搬入されている。今後、県と市の連携・監視を行い、不法な土砂が搬入されないよう配慮する。ストックヤード

の残土は3カ月に1度土壌調査を申請者に実施させ、市が報告を受ける。

答 産業経済部長

⑦本年4月9日に商工観光課は環境保全課から今回の一時堆積所の設置についての報告を受けた。埋め戻しの計画は第2期工事に移っており、計画に変更はないと認識している。埋め戻し計画書は、県知事から2月23日付で承認されている。

答 市長

採石場跡地の第1期工事、第2期工事とも県の指導により地元説明はなされたと聞いている。ストックヤード周辺については事業者が説明済みと聞く。ストックヤード設置は事業者の考えによるもので、市は法律と条例に基づき問題がないと判断して許可した。効率的な埋め戻しの方法論は役所が答えられる立場ではなく、地元から不安の声が上がると、説明が必要なら市は事業者の説明するよう指導は一切変わらない。

⑯直接的には茨城県で、笠間市では商工観光課が主管課になる。

⑰申請者に確認したところ、旧石岡採石跡地の埋め戻し用土砂運搬に当たり、事業者は交通量の少ない早朝などの時間帯に残土ストックヤードに土砂を運び入れ、日中に採石跡地へスムーズに搬入するために安居地内の岩間インターすぐ近くに仮置き場の設置を申請した。市は残土条例に基づき許可要件を満たしていることから設置を許可した。

①申請者から持ち主に説明しているという。②面積574㎡、高さ約2.7m、のり勾配等も含め約1,300㎡容量の堆積が可能なヤード。③国土交通省令で規定される第3種建設発生残土で、性状は通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずる残土。市も事前に現地調査を行い、確認済み。また、残土条例施行規則に定めるカドミウム、全シアン、六価クロム、ヒ素、その他27項目についての分析結果の計量証明書ではすべて基準値を満たしている。

④柵を設けて関係者以外が立ち入れないようにする。重機は必要になると考える。⑤10t車1台当たり10㎡とすると、最大120台では1,200㎡と想定される。⑥ストックヤードを介し各工程間を効率的にピストン運転することでトータルの使用台数が抑えられるために申請があったと判断する。⑧今回の申請の要件に比重等が必要なため書類は添付されていない。⑨許可権限者は県なので、外部からは見たが、中には立ち入っていない。⑩採石法に基づき事業者が地元住民に説明すべきものと考えられるが、不安・不満が出ているなら県と連携して事業者を指導する。

⑪申請者からは持ち主に説明しているという。⑫計画書では3時からだが、午前4時から午後9時30分まで(日曜、祝日、年末年始を除く)として5月28日付で許可した。⑬今回の申請は採石法の災害防止命令による埋め戻しのためのものであること、残土ストックヤード予定地が岩間インターチェンジを下りてすぐ近くで周辺の交通に影響を与える可能性が少なく、安居地内の隣接地主や住民の理解を得ていることなどを勘案して許可した。



菅井 信 議員

「総合戦略プラン」の策定について

市民との意見交換による地域振興の取組みを

問 策定のスケジュール及び課題について、以下何う。①スケジュール。②市としての課題、方向性。③有識者会議や懇談会で市民に期待する議論は何か。

答 市長公室長

①現在は国の地域経済分析システムを用いて人口や経済の分析を行いながら、市長を本部長とする創生本部及び下部組織である研究会、5月に設置した創生有識者会議を中心に、基本的な考え方や実行方針、目標、具体的な施策等の議論等を行っている。今後は議会、市民に中間報告を行いながら、本年9月には素案をまとめ、10月の最終策定を目指す。②人口の自然減と社会減双方への対策が必要であり、特に若年層の流出傾向と高齢化が同時進行している。人口減少と構造変化が経済

の縮小につながるリスクを回避するために、方向性としては、総合的な子育て支援や交流人口の増加策など、これまでの取り組みの強化を含め、地域資源を最大限に生かしながら、笠間らしさの確立、ひと、まち、ものが相互に好影響を与え合う都市モデルの確立を図る。③今回の地方創生の取り組みは人口の動向等についての認識を共有した上で、市の資源は何か、それを生かして何ができるかなどをそれぞれの立場で考える機会にしたい。有識者会議では、将来の人口ビジョンや必要な施策を中心に議論を進め、あわせて市民懇談会などを通じて意見等をいただき、有識者会議には計画策定後の効果検証と改善等の役割を担っていただく。

問 学校跡地を利用した地域振興策と地域創生事業について、以下何う。①東小中学校及び箱田小学校の地域創生を念頭に置いた方向性で活用できる考えられるメニュー。②小さな拠点づくり事業について。

答 総務部長

①現在行っている庁内の公有財産利活用検討委員会では、行政が活用するものを優先的に選定し、次に地域で利活用する施設を検討し、他に活用策がなかった施設は民間団体等への活

用策の公募を行うという三つの視点に立って検討を進めている。このほかに跡地利用に関する笠間市立小学校統合準備委員会及び中学校統合準備委員会の報告、笠間市立東中学校の閉校後活用に関する懇談会からの要望を考慮し検討中であり、各体育館は従前どおり災害時の避難所、地元住民に開放しスポーツ施設とする。校舎は老朽化した市の施設の代替や分散した倉庫の集約など、行政側で必要な施設の利活用を検討中で、早急に方向性を出したい。地方創生事業で活用できるメニューとして国が掲げている事業が笠間市の学校跡地の利活用に当てはまるかは、今後、地元や民間企業、団体と連携した資産の有効活用について検討を進める。②小さな拠点づくり事業は小学校区という基礎的な生活圏に分散している各種生活サービスや地域活動の場をつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくるもので、売店、ガソリンスタンド、ATMなど生活に不可欠な機能を集約し拠点として形成していく仕組みで、廃校舎を地域交流、高齢者福祉施設に改修し、民間事業者と連携しデイサービスや生活支援ハウスを運営している例や、事業所等

の撤退を受けて、住民出資により株式会社を設立し、小売店やガソリンスタンドの営業、高齢者への宅配サービス等を展開している例などがある。笠間市として取り入れることの可能性は、地域振興は市と地域住民と

スクールバス運行について

窓口一本化による対処を

問 スクールバスの運行の問題・課題の把握手法について、以下何う。①教育委員会の認識。②課題整理の対処方法。③コース、停留所、横断歩道、街路灯とさまざまな課題・問題に対し、窓口の一本化を図り、一括して把握・対処すべきではないか。

答 教育次長

①スクールバス運行にかかわる想定できる課題・問題は、学校統合準備委員会で協議検討し、事前の準備を十分に行って開始した。運行開始後もルートの変更、停留所の位置や時刻などの変更等を行いながら一層の改善を実施している。②教育委員会で改善できない部分や事例は警察や道路管理者、学校、地域住民とともに問題解決を図っている。③バス運行にかかわる要望は道路や防犯灯、児童生徒の安全確保など多岐にわたるが、教育委員会の学務課が一括して受けてから担当部署に割

ともに推進していくものという考えから、学校跡地利用を進める上で、地域の代表者、分野及び世代を超えた方々と小さな拠点事業づくり事業を含め、幅広く協議を進めていく。

り振る。学務課が担当する情報が保護者、住民に行きわたっていないとすれば周知が必要と考える。今後は1学期の利用状況を踏まえ、利用する児童生徒の保護者、利用対象区域の区長等へアンケート調査を行い、問題点を把握し、新たな問題・課題はできるだけ速やかに可能な限り対応していく。



スクールバスで登校する子どもたち



石田安夫 議員

合併 10 年間における事業と新規事業について

3 地区の事業と事業費は

問 これまでの10年間合併に伴う事業及び新たに加わった事業について、①3地区の事業。②事業実施額。③合併後の新規事業及び未完了事業を伺う。

答 市長公室長

①合併特例債を活用した新市の一体性の確保や均衡ある発展に寄与したハードの主要事業は、笠間地区では友部池野辺線整備事業、笠間中学校校舎耐震補強事業など26事業。友部地区では、上町大沢線整備事業、友部中学校校舎耐震補強事業など27事業。岩間地区では、岩間駅橋上化・自由通路整備事業、岩間駅東大通り線整備事業、岩間中学校校舎整備事業など14事業。②平成18年度決算から27年度借入予定額までの10年間の地区別事業費は、笠間地区で約66億円、うち合併特例債

が41億円、友部地区で約62億円、うち合併特例債が36億円、岩間地区で約57億円、うち合併特例債が34億円、合計で約185億円、うち合併債11億円。③新規事業は、友部・岩間・稲田の3駅周辺の活性化策として県道水戸岩間線及び県道稲田停車場線の歩行空間整備、地域交流センターの整備、保健センター機能や地域包括支援機能、病児保育機能などの行政サービス機能と医療

ひとり暮らし等支援に工夫

安心な生活環境を

問 ①ひとり暮らし支援の緊急時対応・安否確認用システム配置について伺う。

答 福祉部長

現在の等緊急通報システムは機器の老朽化や誤報などの問題が発生したことから、消防本部からの独立、相談等の内容の充実、利用者の拡大の3点を柱新たな「高齢者見守り安心システ

機能を有する市立病院整備事業、笠間稲荷周辺の活性化として稲荷門前通り整備事業や旧井筒屋旅館本館の改修、周辺散策路の整備などのほか、北山公園の散策路及びハーベキュー市場、キャンプ場整備事業。さらに、笠間地区、稲田地区における認定こども園の整備などがある。未完了事業は南友部平町線整備事業や来栖本戸線整備事業、笠間小原線整備事業など。

ム」への移行を予定している。看護師などがオペレーターとなる受信センターで利用者の家庭内の事故等に随時対応でき、また、事業受託者から高齢者宅、加入者に月1回以上の連絡を入れる安否確認ができるなど、ひとり暮らし高齢者のより安心な生活環境の整備を図る。

国道355号（笠間地区）バイパスについて

工事の進捗状況は

問 ①国道355号（笠間地区）バイパスの残りの区間の工事はこの程度進むのかを伺う。②用地買収は去年の9割からどの程度進んだか、また、取り付け道路について伺う。

答 都市建設部長

①国道50号から手越地区までの全体延長5.200メートルのうち、昨年度までに県道笠間つくば線までの3.860メートルが供用開始された。残る区間は、下市毛の県道、笠間つくば線から現在工事中の手越地区

の国道355号までの1.340メートルで、ほぼ中間位置にはJR水戸線をまたぐ跨線橋の計画もある。現在は手越側から下市毛方面に向かって山林の掘削工事を施工中で、用地取得が完了した区間で順次工事を進めている。平成31年度に開催予定の

笠間版CCRCと陶芸大学の連携について

笠間に移住し陶芸を

問 笠間版CCRCと陶芸大学の連携について、①県と協議し、公職生制度を設け、大学連携型CCRCをつくる可能性。②公聴生に笠間の粘土を使用してもらい、100%笠間産の土を使った昔ながらの笠間焼をつくる可能性について伺う。

答 産業経済部長

①茨城県立笠間陶芸大学校の設立目的は、陶芸家の人材育成の中核機関として第一線で活躍する陶芸家が特任教授として指

導に当たり、笠間焼産地の技術力、ブランド力などの向上を図りながら、世界に大きく羽ばたける人材を輩出することにある。CCRCの連携先としては市内の笠間焼体験教室や窯元、関連施設が有効と考える。②一昨年から笠間焼協同組合と茨城県窯業指導所で笠間の土を使った粘土の研究を行い、笠間粘土で焼いた陶器を「純笠間焼」としてブランド化し地産地消を進めている。

地域ブランドづくり

G-1法により登録し、地域ブランドの保護を

問 クリなど笠間の農林水産物を地域ブランドG-1法により登録する可能性を伺う。

答 産業経済部長

市ではクリの栽培講習会の開催や苗植栽の補助事業、販売促進や産地PR活動など積極的に地域ブランド化を推進中で、この制度を活用できる可能性はあ

る。認証されればクリの生産や販売向上にもつながる。制度の申請主体になれるのは、生産・加工業者の団体、JAや地域ブランド協議会などであるため、市内の主な生産組織などに制度を周知し、産地が一体的に取り組めるよう働きかける。



横倉きん 議員

自然災害対策について 災害発生の防衛や応急対応を

問 自然災害対策について、①昨年、水害に見舞われた家屋や道路の安全対策の具体的な実施計画。②排水路の改修、側溝、用水路の拡張と見直し。③危険箇所の日常的なチェック、管理、対策。④大小河川の土砂堆積、草木の繁茂対策。⑤友部小学校校庭の排水路改修の取り組み状況。⑥市の防災体制。

答 都市建設部長

①昨年の集中豪雨や台風の教訓をいかし、避難準備の呼びかけなどを迅速に実施する。早急な整備が図れない道路の冠水箇所は通行止め等で通行の安全を確保する。実施計画として市民生活に影響を及ぼす箇所の市街地を中心に浸水対策整備を進めている。②浸水被害を解消するために市民の生活に影響がある市街地を中心に、地域の要望を踏まえ、笠岡地区では平成22年度より排水路の改修等を実施し

てきた。下市毛地内ではJR水戸線横断箇所の改修で上流の浸水箇所が解消された。全体では8力所の浸水箇所に対し改修等の対策を検討している。平成26年度には友部地区の八雲、美原地内で排水路対策の調査を実施した。本年度は実施に向けた排水の整備計画を進めるとともに、流末などの関係者と調整を図りながら対応していく。③昨年発生した広島県の災害を受け、がけ崩れや土石流の恐れがある市内の急傾斜地の危険点検及び危険箇所を含む行政区の区長等に個別に注意喚起をしたほか、土砂災害発生を想定した市職員による避難所開設訓練も昨年実施した。本年度も6月7日に土砂災害に対する全国統一防災訓練を実施した。内容としては、茨城県では大雨警報が発令され、その後、土砂災害、がけ崩れが発生したとの想定で、県との情報伝達を行いながら急傾斜地の被災状況を確認、また、

国民健康保険制度について 国保税の負担減を

問 国保税の軽減制度の拡充について、①市独自の減免規定の整備の現状と利用者件数。②減免基準割合の引き上げ。③差し押さえ物件の種類と件数の推移。④滞納者に対する対応と対面相談の改善。

現場写真の撮影や災害報告の調書を作成するなど災害発生時における情報伝達の訓練を実施した。今後も想定訓練を計画的に実施し、パトロールなどの強化、洪水や土砂災害のハザードマップによる市民への啓蒙活動を図る。④堆積した土砂の撤去や河川敷の草木の伐採は、河川維持事業と対応して順次実施している。昨年度は、大橋地区や箱田地区などの土砂の撤去工事、随分付地区や大古山地区の河川敷の伐採などを実施した。⑤排水処理改修案を検討していく。

答 総務部長

⑥災害の予防、発生時の対応から災害復旧計画に至るまでの防災体制により災害対策に当たっている。災害対策本部の組織や庁的な各部班の体制とそれらの分掌事務を取り決め、市の全機能を発揮し災害発生の防衛や応急的な対策を実施して拡大を最小限に防止するべく備えている。

答 保健衛生部長

①笠岡市国民健康保険条例第22条で減免について規定されており、それに伴い笠岡市国民健康保険税の減免取扱要綱、後期高齢者医療制度に伴う笠岡市

国民健康保険税の減免に関する規則、東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税減免取扱要綱が整備されている。平成26年度は収監者減免8件、後期高齢者医療制度に伴う減免65件、東日本大震災の被災者に対する減免6件の合計79件。②減免取扱要綱では世帯全員の所得が前年の10分の2から10分のゼロの割合の場合は、所得割額が8割から全額減免となる。減免基準の引き上げの考えはない。③国保税を含めた市税の差し押さえ物件の主なものは預貯金、不動産、給与、生命保険、自動車。件数は平成22年度461件、平成23年度382件、平成24年度603件、平成25年度535件、平成26年度543件。④滞納者本人が代理人から収入や生活状況等を聞き取り、調査し、それぞれの実情に応じてきめ細かに対応している。相談窓口は平日のほか毎週水曜日に午後7時30分まで、毎月最終日曜日午前中にも納税相談窓口を開設し柔軟に対応しており、改善の必要はないと考える。

問 医療費窓口負担軽減について、①減免制度の利用状況。②滞納者への短期保険証、資格証明書発行停止を求める。

答 保健衛生部長

①「利用状況」は5世帯8名で全て東日本大震災の被災者。②

短期保険証は6カ月と3カ月有効な保険証があり、それぞれ基準を設け、滞納がある場合に交付し、滞納者との面談機会をふやすこと国保税納付の促進を図るために行っている。資格証明書は、再三の面談機会にも応じず、国保税の納税がない悪質な滞納者に速やかに所定の手続きを行い、発行している。収納率を向上させる上では有効な手段の一つであり、今後も廃止は考えていない。

答 保健衛生部長

①平成27年度は国から低所得者対策として約1,700億円が投入される予定だが、本市への交付額など具体的な内容はまだ示されていない。②平成27年度当初予算では、国保財政調整基金から2,000万円の繰り入れと一般会計から法定外繰り入れ3,000万円を計上しているために26年度の法定外繰入額と比較すると減額になる。③市独自の国保税負担緩和分として3,000万円を繰り入れる予定。国保税の緩和分の繰り入れは本来の趣旨に反するため、増額は考えてない。



西山 猛 議員

暴力団排除条例の施行とその効果について

同条等適用の事例について

問 暴力団排除条例の施行とその効果について、以下伺う。①施行目的と定義。②同条例第2条の1号～4号の定義についての説明。

答 **市民生活部長**

①平成3年に国は暴力団員の反社会的行為から国民を守るため、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、いわゆる暴力団対策法を制定した。笠岡市においても、市と市民・事業者が一丸となって市民の生活や事業活動の場から暴力団を排除し、市民の安全で平穏な生活を確保し社会経済の健全な発展に寄与することを目的に条例を制定した。②1号の暴力団とは、団体の構成員が集団的または常習的に暴力的不法行為等を助長する恐れがある団体。2号の暴力団員は、暴力団の構成員。3号の暴力団員等は、暴力団員及び暴

力団員でなくなった日から5年経過しない者。4号の市民等は、市内に居住する者及び事業者。

問 笠岡市建設工事等人札参加資格審査基準要綱で同条例がかかる部分はどこか。また、これまでこの条例が要綱に基づき停止や排除、指名取り消しの事例はあったか。

答 **総務部長**

要綱の別表第1の主観点数の評価方法にかかわる。本要綱では入札の参加業者の資格審査で暴力団員や暴力団とのかかわりにより指名除外を受けた場合には等級格付を決める際の主観点数を減点する。市の建設工事暴力団排除対策措置要綱に該当する業者は平成21年6月に2件、平成23年2月に1件あった。限りなく公に近い委託業者

堂ノ池整備事業の目的と今後の運営方法について

問 合併後の地域振興事業の実績と今後の計画について、①各地区別の事業実績。②福田地区地域振興事業の原資の内訳。③同地区の同事業の推進によって地域と市に与える影響。④前記事業の目的。⑤維持管理費と運営方法。

答 **市民生活部長**

①友部地区の下水道処理場の地元還元策として道路整備の一

である（仮称）B社の代表者が刑事事件を起こした。調査の結果暴力団の構成員であることが判明した。にもかかわらず、一定期間の制裁を受けたとして引き続き入札に参加、落札し現在に至っている。措置要綱とは一体何なのか。

答 **副市長**

現時点で過去に入札参加資格対象の除外手続を取った業者が暴力団ないしはその構成員とかわりがあるか否かは承知していない。笠岡市役所は平成20年4月、笠岡警察署と建設業工事から暴力団等がかかわることを排除するための協定書を締結し、有資格者名簿に掲載された業者が暴力団に関係している場合は笠岡警察署長から市に通知が来るようになっている。

畜産試験場跡地利用と市発展について

今後の計画について

問 畜産試験場跡地利用と市発展について、具体的な計画を伺う。①跡地の現状。②みどりの広場を含めた今後の計画と県との関係。③市が求める地域づくりのビジョンとは何か。

答 **市長公室長**

①県の事業推進課の所管で調整池整備工事と放流管路整備工事を茨城県開発公社に業務委託し、平成27年度末の完了に向け進めている。調整池整備工事で発生する掘削土を活用し北側区域17.6ヘクタールの整地も行っている。②広場は跡地をPRするために暫定的

園として位置づけられることから、一部は市で負担する方向で検討している。管理は今後4者により協議して決定する。

問 ②基金の24億円を福田地区の住民が管理することは可能か。また4者協定と言いつながら地区の一部の意見が反映されているように思えるしその様に受けとめられる。

答 **市民生活部長**

4者協定の役割分担で笠岡市が管理し、市で実施することが明記されている。堂ノ池整備事業はアンケート調査で要望が多かったものを対策協議会の総会で地元の総意として決定された。

に利活用した。現在、みどりの広場の利用は、中止している。企業誘致を中心とした跡地の利活用を考えている。誘致には、最大5億円を補助する笠岡市企業立地促進事業補助金など独自の支援制度を実施し取り組んでいる。今後県と連携した立地セミナーなどへの参加や企業訪問を続け、企業誘致を積極的に行う。③跡地は市の中央部に位置し、抜群のアクセスで今後の市の発展の基盤と雇用確保の重要なエリアと認識している。有利な諸条件を生かし、企業誘致を含めた利活用を図る。



大貫千尋 議員

教育環境の整備状況について

ハード面・ソフト面での取組みはいかがか

問 教育環境のハード面の整備状況について、①通学路の安全確保は十分か。②校内の死角解消の対応。③いやしの空間づくりの取り組みと指導を伺う。

答 教育長

①通学路の安全確保のために教育委員会は平成24年度から学校、PTA、地域住民、笠岡警察署などの連携によって危険箇所を洗い出し、安全策を講じてきたが、結果としては

十分でない部分があると認識している。今年度からは、学校から連絡を受け、8月に笠岡警察署、道路管理者、学校、教育委員会と合同で調査を行い、必要な点検を講じる「笠岡市通学路交通安全プログラム」を作成したので、毎年実施していく。②学校の敷地内には校舎や体育館等、構造上どうしても教師の目の届かない死角ができてしま

う。その対策として五つ考えられる。まず、第1点は点検、清掃。第2点は職員巡回。第3点は教員の日常の動き、心がけ。第4点は防犯カメラの設置。第5点はパトロールの要請等である。③学校により施設、設備が違いますが、それぞれ工夫して花壇をつくったり、教室で小動物を

入札制度について 地元業者の育成を急げ

問 昨年の6月議会で入札制度のあり方について質問し、「試行中」との答弁から1年が経過したので、以下伺う。①品確法の取り扱いをどう受けとめ、どう改善したのか、これからはどういう方向でやっていくのかの三つの視点について。②国の品確法成立後の市の対応。③業者育成の観点からJV方式を導入すべきではないか。

答 総務部長

①笠岡市は、法律で義務づけられたことにより平成27年4月1日から随意契約を除く全ての工事において入札書とあわせて内訳書提出を求めることにした。また、若手や女性技術者の登用を推進するために平成27年6月からの入札参加資格審査基準に算入措置を追加した。品確法で求められている歩切りの根絶、低入札価格調査制度、最低

育てたり、保健室に養護教諭が手づくりの掲示物をかざり温かい雰囲気醸成に努めるなどの取り組みをしている。小学校4校ではウサギを、1校がチャボを飼育し、命の大切さを学ぶ上でも非常に大事な環境になっている。

制限価格の活用は、法改正以前から実施している。国が、平成27年1月に策定した「発注関係の事務の運用に関する指針」を参考に、競争性、透明性、公平性、品質の確保を原則にしながら、市内業者の受注機会の確保に配慮しつつ適正な入札を実施する。技能や技術の継承が行わ

れず、将来的な高品質の低下対策として若手や女性の技術者の登用についても対策を講じる。

答 副市長

③JV方式の一番の課題は競争性の確保と考える。笠岡市で親となれる道路工事のAランク企業はなく、Bランクは9社のみで、建築工事のAランクはなく、Bランクは4社のみという限られた企業数の中でJV方式を導入すると、競争性の確保や

食の重要性に対する認識について

次世代を担う子どもたちの健全な育成のために

問 笠岡市を良くしていくために歴史認識も踏まえた中で、市民との整合性のとれる共通認識を図れないか。

答 教育長

合併後につくられた教育目標を大切に、教育の「縦直し」(縦につながってきた歴史を振り返り大事にしていくこと)を図りたい。これまでの笠岡の歴史を十分踏まえ、さらに10年先、20年先を見越した教育を推進していきたい。

問 食の安全性・重要性和残留塩素が含まれる水道水の認識について、子どもたちへの指導の取り組みを伺う。

答 教育長

①飲料水の水質基準は、世界保健機構WHOの残留塩素のガ

そのランクつけ下位の事業者、企業は構成員にもなかなか参加できなくなるため、逆に受注機会の喪失が地元企業の受注機会の減少につながるデメリットもある。どういった契約方式、入札方式をとるか、今品確法で求められるのは多様な入札方式の検討であり、そうしたことも含めて、どういった方式をとるのがよいのか、メリット・デメリットを含めて検討していく。

イトラインでは1リットル当たり5ミリグラムであるが、日本の水道法では1リットル当たり0.1ミリグラム以上とされ、さらに管理目標を1リットル当たり1ミリグラム以下とより厳しく設定している。笠岡市の水道水は毎日8カ所で測定しており、その平均値は1リットル当たり0.5ミリグラムで、健康に影響を及ぼすことはないかと認識している。従って、今後も学校の水道は安全であると伝えていく。食の安全性は、週1回放射線の測定を続けているが、放射能は検出されていない。学校で提供する給食は栄養教諭、栄養士等を中心に安全基準をしっかりと守っており、安全に提供できている。

